

第3章

潤いのある魅力的なまちづくり

～都市環境の整備～

12. 風景・景観

■ 現況と課題

本町の豊かな歴史と自然が織りなす風景や景観は、住民が愛着と誇りを抱く斑鳩特有のものであり、同時に、本町を訪れる人にとっても地域の魅力となっていることから、それらの保全が求められています。昭和40年代から歴史的風土を守るため、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域や、都市計画法に基づく風致地区の地区指定により、建築・開発行為に対する規制を行っていますが、生活様式の変化や建築物の老朽化による建替えなどにより、歴史的な町並みが失われつつあります。景観保全の取組みでは、法隆寺をはじめ法起寺、法輪寺周辺での電線類の地中化や電柱の着色化、コスモスの栽培などを行っています。また、平成9年に「花と緑のまちづくり基本計画」を策定し、関係協力団体などの景観形成活動への支援に取り組んでいます。平成23年には、建築物や工作物の形態や色彩への規制により、良好な都市環境づくりをめざし、「斑鳩町景観計画」と「斑鳩町景観条例」を策定します。

■ 基本方針

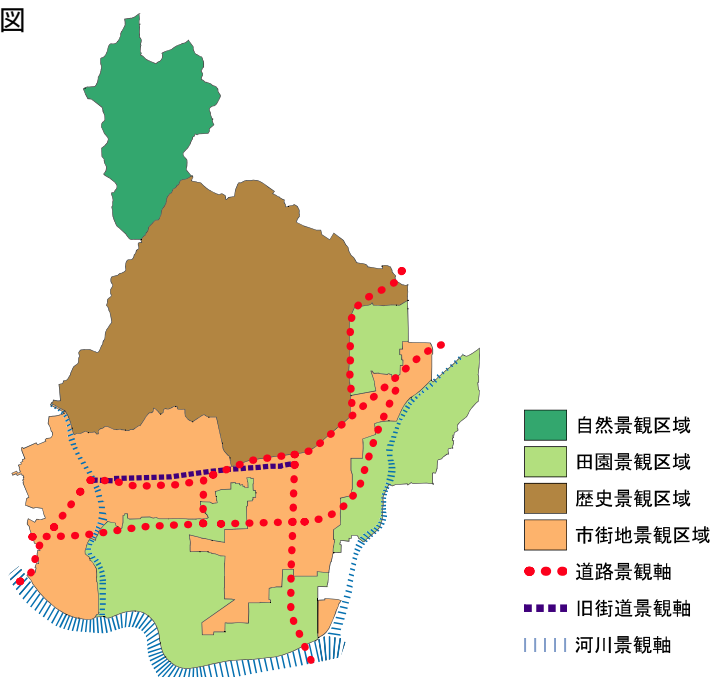
斑鳩の里の風景や景観の形成をはかるためのしくみづくりを行い、特徴ある風景・景観の保全と整備をはかります。また、地域特性を生かした住宅地形成にむけた規制や誘導をはかるとともに、道路沿道などでの緑化を推進し、市街地景観の形成をはかります。

■ 施策の体系

風景・景観

1. 斑鳩の里の風景・景観の保全
2. 市街地景観の形成
3. 花と緑のまちづくり

● 景観構造図



■ 計画の内容

1. 斑鳩の里の風景・景観の保全

- 法隆寺をはじめ法起寺、法輪寺周辺などの歴史的景観と自然環境や田園風景が一体となった斑鳩の里の風景・景観を保全、整備するための施策を充実します。
- 西里や東里、龍田などの歴史的な町並みが残されているところでは、町並み・道路景観の整備など斑鳩らしい風景・景観の保全や整備に努めます。
- 斑鳩の里の風景として重要な要素となる田園風景の保全や形成にむけ、農地の保全に努めます。
- 竜田川、三室山周辺の景観を保全し、安らぎやいこいの場として、散策ルートや水辺景観の整備をすすめます。

2. 市街地景観の形成

- J R法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里のイメージを現代的に生かしながら、斑鳩の玄関口としてふさわしい景観形成をはかります。
- 住宅地については、*景観協定の締結や*地区計画、*建築協定などを活用し、地域特性にあった規制や誘導をはかり、自然と調和した潤いのある景観の形成に努めます。
- 公共施設の周辺や公園、広場などを生かし、身近な緑化を行うことで、潤いのある景観づくりをすすめます。
- 道路には、街路樹を設置するとともに、建物の意匠・形態、広告や看板なども景観に配慮するよう、住民や事業者への協力を求めて沿道景観を整えます。

3. 花と緑のまちづくり

- 花と緑あふれる潤いのある地域づくりにむけ、道路や河川、公共施設や住宅地において、その景観や機能に応じた植物の種類や手法を選択し、住民と行政が一体となった緑化をすすめます。
- 身近な緑化をすすめるため、活動の核となる組織の育成と支援を行います。また、住民が計画し、楽しみながら活動する*コミュニティガーデンなどの取組みをすすめます。

13. 自然環境

■ 現況と課題

本町の地形は、標高 316m の松尾山を最高点とする山林部（矢田丘陵）から大和川にいたる南にむかってなだらかな傾斜をもち、山林、丘陵、平野にバランスよく 3 分されています。丘陵部にはため池が点在し、法隆寺旧集落など歴史的・文化的資産と一体となった環境が見られます。平野部には田園が広がり、小河川が横切っています。また、1 級河川の富雄川、竜田川が大和川に注ぎます。こうした自然環境を守るため自然環境保全地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域、風致地区などの指定がされています。また、自然と人とのふれあいの場として、青少年野外活動センターを運営しています。北部の里山においては、ボランティア団体が里山整備に取り組んでいます。今後も、住民が気軽に自然に親しめる機会を増やし、住民自らが豊かな自然を守り育てていく活動を支援することが求められます。

■ 基本方針

山林の保全と活用にむけ、山林保全に対する啓発活動をすすめるとともに、住民と行政が一体となった山林保全を行います。また、水辺の保全と活用にむけ、水質の浄化や生態系に配慮した整備をすすめるとともに、身近に親しめる環境づくりをすすめます。

■ 施策の体系

自然環境

1. 山林の保全・活用
2. 水辺の保全・活用
3. 自然資源の保全・活用



■ 計画の内容

1. 山林の保全・活用

- 山林を保全するため、里山の整備などの取組みを住民とともにすすめながら、山林保全に対する住民意識の高揚をはかります。
- 現行の自然環境保全に関連する制度に基づき、住民と行政が一体となって自然環境の保全に努めます。
- 自然と人とのふれあいを促進するため、野外観察、自然探求など住民の自然環境に親しむ活動等を支援します。

2. 水辺の保全・活用

- 河川は水系を保全しながら、生活圏を流れる自然環境として保全・整備します。
- ため池のうち、自然景観の特にすぐれているところについては、水資源や防災上の機能に加えて、水辺を生かし、*親水性や*親緑性を高めた散策ルートとして整備します。
- 河川敷を利用した公園や緑地など、より身近に自然に親しむことのできる環境づくりをすすめます。

3. 自然資源の保全・活用

- 里山や水辺など、身近な自然環境の保全に対する住民意識の高揚をはかります。
- 自然資源に親しみ、理解を深めるため、地域の自然資源の情報収集と整理を行い、そうした情報を住民参加で発信するための人材育成に取り組みます。
- 自然資源を生かしたイベントの実施など、住民が主体となる取組みを促進し、地域の活性化や本町の魅力の多様化をはかります。



14. 道路・交通網

■ 現況と課題

本町は、国道 25 号、168 号の 2 本の国道と県道が広域的幹線道路として町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいます。国道 25 号は交通量が多く慢性的な渋滞が発生しており、また、歩道が少なく通行上危険な箇所もあるため、道路環境の改善が課題となっています。都市計画道路は、いかるがパークウェイや法隆寺線の整備を計画的にすすめており、早期に完成することが望まれています。

生活道路については、住宅地内での通過交通が多いことから、幹線道路とのネットワーク化に配慮した道路整備をすすめるとともに、安全安心で快適な生活を確保するため、幅員の狭い場所において即効性のある整備をすすめる必要があります。また、通行の安全を確保するため、道路標示・標識の設置や防護柵などの整備をすすめる必要があります。

公共交通としては、JR 関西本線が大阪、奈良と連絡し、JR 法隆寺駅があり、駅周辺の交通の拠点として、町の玄関口にふさわしい整備が求められます。バス交通については、民間のバスと公共施設を結ぶコミュニティバスがありますが、利便性や経営の面で検討が必要です。奈良方面と斑鳩を結ぶ路線の本数の増加を要望しているものの、減便がすすんでいるのが現状です。

■ 基本方針

幹線道路の整備にあたっては、長期計画をもって都市計画道路の事業化を促進し、幹線道路によるネットワークの形成をはかります。生活道路については、町内幹線道路とのネットワークを確立し、安全性や災害・緊急時に対応できる防災面に配慮した道路整備をすすめるとともに、適切な維持管理に努めます。公共交通については、利便性を高めるための働きかけを行います。

■ 施策の体系

道路・
交通網

1. 幹線道路の整備
2. 生活道路の整備
3. 公共交通の整備



■ 計画の内容

1. 幹線道路の整備

- 幹線道路の整備にあたっては、斑鳩の景観と調和した整備をはかるとともに、沿道市街地環境に配慮し、沿道の面的整備と一体的な整備をはかります。さらに、災害時に避難路や緊急輸送路としての役割を果たすことができるよう、道路のネットワーク化をはかります。
- 都市計画道路については、交通需要や緊急性などから優先する事業を明確にし、早期完成をめざして事業に取り組みます。
- 国道 25 号や県道については、安全性や快適性を高めるために改良を関係機関に要望するとともに、都市計画道路の整備と連動し、長期的な交通安全対策を行います。

2. 生活道路の整備

- 生活道路は、幹線道路とのネットワーク化に配慮し、災害時の避難路としても有効に機能できるよう、整備をすすめます。
- 歩行者や自転車が安全で快適に利用できる道路の整備をすすめます。子どもや高齢者、障がいのある人など誰もが安心して通行できるよう、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化など、道路環境の整備に取り組みます。
- 幅員の狭い道路や場所を改修することで、緊急車両の通行や避難路の確保に努めます。
- 道路交通の安全確保をはかるため、道路標示、カーブミラー、ガードレールなどの整備をすすめます。
- 適正な道路機能を維持していくため、道路パトロールを行うとともに、住民や事業者の協力による道路点検と維持管理の充実に努めます。

3. 公共交通の整備

- 町の玄関口である JR 法隆寺駅を、町内の公共交通の拠点として利用しやすいターミナルに整備します。
- バス交通については、ルートへの検討や本数の増発、運行情報の提供など、利便性を高められるよう関係機関と連携します。
- バスの停留所については、待合所の設置など、安全性や快適性の確保をはかります。
- 高齢者や障がいのある人、また環境に配慮した公共交通の運行を推進します。

15. 住宅・生活環境

■ 現況と課題

本町では、昭和 30 年代後半から急速に宅地開発がすすみ、新しい市街地が形成されました。現在は大規模な宅地開発は少なく、小規模な開発による無秩序な市街地が多く見られます。昭和 45 年には*市街化区域と*市街化調整区域の線引きがなされ、*用途地域などの都市計画を決定しましたが、その後、都市計画法の改正にともなう新用途地域の決定（平成 8 年）や線引きの見直しを行っています。平成 23 年には良好な市街地を形成するため、「都市計画マスタープラン」を見直します。旧集落をはじめとした既成市街地では、人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加などによる地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組みが求められています。

また、大地震による災害の発生の危険性が高まる中、現行の耐震基準に適合していない住宅が多数存在することから、住宅の耐震化を促進する必要があります。

■ 基本方針

市街地の整備においては、生活基盤の整備をすすめるとともに、地域特性を生かした住宅地・市街地形成にむけた誘導をはかります。また、JR法隆寺駅周辺など、都市を構成する骨格的要素である拠点の整備をすすめます。

■ 施策の体系

住宅・
生活環境

1. 市街地の整備
2. 拠点づくり



■ 計画の内容

1. 市街地の整備

- 既存の住宅地では、それぞれの特性を生かし、生活基盤の整備をすすめ、定住性が高く、斑鳩らしい景観と調和したゆとりある環境をめざすとともに、防災空間の確保に努めます。
- *市街化区域内の空閑地は生活基盤の整備をはかり、周辺景観と調和した計画的で良好な住宅地の形成をはかります。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修に対し支援をはかるなど、住宅の安全性の向上に取り組みます。
- 公営住宅は整備後多くの年数が経過した住宅もあり、耐震性能などが確保された住宅を中心とした活用をはかります。また、既存民間住宅の借上げによる公営住宅の供給について検討をすすめます。
- 良好な住宅地の形成をめざし、地域特性を生かした住宅の形態やデザイン、色彩などの制度化を検討するとともに、*地区計画や*建築協定などの活用をはかり、計画的に誘導します。
- 幹線道路沿道など急速な市街化が予想される場所では、地域特性を生かした計画的な市街地づくりをすすめます。
- 歩いてくらせる住宅地をめざして、身近な生活サービスを充実させるとともに、多様な世代が快適にくらせるよう、住環境の維持・改善をはかります。
- 既存の公園や子ども広場は、身近な地域における子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として、安全で快適に利用ができるよう、適正な維持管理に努めます。

2. 拠点づくり

- JR法隆寺駅周辺は、多くの人が行き交う町の玄関口として、観光、交流、生活など多様な都市機能を複合させた魅力ある交通拠点として機能の強化をはかります。
- 歴史的・文化的遺産が集積している法隆寺周辺地区は、観光、生活など多様な都市機能を持つ歴史・文化拠点として機能の強化をはかります。

● 道路ネットワーク

